

(参考資料)

(Reference only)

日本国水産庁による仮翻訳

2009年10月

Provisional Translation Prepared by Fisheries
Agency of Japan
October, 2009

違法・無報告・無規制（IUU）漁業を
防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立し、
規則(EEC)No 2847/93、(EC)No 1936/2001 及び(EC)No 601/2004 を
改正し、かつ、規則(EC) No 1093/94 及び(EC) No 1447/1999 を廃止する
2008年9月29日付けの理事会規則(EC) No 1005/2008

欧州連合理事会（以下、理事会）は、

欧州共同体設立条約（以下、条約）、特にその第37条を考慮して、

欧州委員会の提案を考慮して、

欧州議会¹の意見を考慮して、

欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee）²の意見を考慮して、

地域委員会（Committee of Regions）と協議の上、

注意：本仮訳は、利便性の観点から、日本国内関係者向けの参考資料と作成したものです。
よって本仮訳において意味が曖昧な部分等がある場合には、英語原文を参照した上でご確認をお願いいたします。なお、本仮訳の解釈によって生じた取引上の損失の発生等に関しては、一切の責任を負い兼ねますのでご了承下さい。

¹ 2008年5月23日に提出された意見書（まだEU官報に未発表）

² 2008年5月29日に提出された意見書（まだEU官報に未発表）。非義務的な諮問後に提出された意見書

以下のとおり、

- (1) 欧州共同体（以下、「共同体」）は、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（以下、「UNCLOS」）の締約国であり、1995年8月4日の「跨界性魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための国連協定」（略称：国連魚類資源協定）を批准しており、かつ、国連食料農業機関の1993年11月24日の「公海上の漁船による国際的な保存管理措置の遵守を促進するための協定」（略称：FAO遵守協定）を承認している。これらの条約の規定は、主として、すべての国は、海洋資源の持続可能な管理を確保するための適切な措置を導入し、この目的のために互いに協力する義務を有するとする原則を定めている。
- (2) 「共通漁業政策（Common Fisheries Policy）」¹に基づく漁業資源の保存と持続可能な利用に関する2002年12月20日の理事会規則（EC）No 2371/2002に定められているように、「共通漁業政策」の目的は、持続可能な経済・環境・社会状況を提供している水産生物資源の利用を確保することである。
- (3) IUU（違法・無報告・無規制）漁業は、水産生物資源の持続可能な利用に対する最も深刻な脅威の一つであり、より好ましい海洋統治を促進する「共通漁業政策」及び国際的な取り組みの根幹を握るがるものである。IUU漁業はまた、欧州委員会コミュニケ「2010年までに生物多様性の喪失を阻止する」に定められた目標に従って、又はそれを越えて対処すべき海洋生物多様性への大きな脅威となっている。

- (4) FAOは、2001年に、IUU漁業を防止、抑止及び廃絶するための「国際行動計画」を探査し、共同体はこれを承認している。さらに、地域漁業管理機関は、共同体の積極的な支援を得て、IUU漁業を阻止するための一連の措置を定めている。
- (5) 共同体は、その国際的な公約に沿って、また、この問題の大きさと緊急性を考慮して、IUU漁業に対する行動を大幅に強化すべきであり、この事象のあらゆる側面に対処する新しい規制措置を導入すべきである。
- (6) 共同体の活動は、主に、IUU漁業の定義の範囲内の行為、ならびに海洋環境、魚類資源及び漁業資源の保存管理に関するルールを守っている漁業者の社会経済的状況に最も深刻な被害をもたらすものを対象とするべきである。
- (7) IUU漁業の定義に沿って、本規則の適用範囲は、公海、ならびにEU加盟国（以下、「加盟国」）の管轄下又は主権下の海域を含む沿岸国の管轄下又は主権下の海域で実施される漁業活動にまで及ぶべきである。
- (8) IUU漁業に関する域内の事情に適切に対処するために、共同体が「共通漁業政策」の規則の遵守を向上させるために必要な措置を講ずることが不可欠である。これを実現するために、「共通漁業政策」¹規定に適用される管理システムを定めている1993年10月12日の理事会規則（EEC）No 2847/93が改正中であることを本規則に盛り込むべきである。

¹OJ L (EU官報法令編) 358、2002年12月31日付P.59

¹OJ L 261、1993年10月20日付P.1

- (9) 共同体のルール、とりわけ、規則 (EEC) No 2847/93 の第 II 編 (title II) は、共同体漁船による漁獲の合法性を監視するための総合的なシステムを定めている。第三国漁船によって漁獲され、共同体に輸入された水産製品に適用されている現在のシステムは、同等の管理水準を確保していない。この弱点が、IUU 漁業に従事している外国の操業者が共同体内でその水産製品を取引する重要な動機となっており、彼らの活動の収益性を高めている。世界最大の水産製品の市場及び輸入地域として、共同体には、域内に輸入される水産製品が IUU 漁業によるものでないことを確保する特別な責任がある。そのため、新しい体制を導入して、共同体に輸入される水産製品のサプライ・チェーンの適正な管理を確保すべきである。
- (10) 第三国を旗国とする漁船による共同体の港への入港を管理する共同体ルールを強化し、当該漁船から水揚げされる水産製品の合法性を適切に管理すべきである。これは、共同体の港への入港が許可されるのは、その漁船の漁獲物の合法性に関する正確な情報を提供できる第三国を旗国とし、当該情報が旗国である第三国によって認証されている漁船のみであることを明示すべきである。
- (11) 洋上転載は、旗国又は沿岸国による適切な管理を免れ、IUU 漁業に従事している操業者が自己の漁獲の違法性を隠すための常套手段となっている。そのため、共同体が転載作業を許可するものは、転載が加盟国内の指定港において行われる場合、第三国の港においては、共同体漁船同士の場合、又は共同体の水域外においては、共同体漁船と地域漁業管理機関の下に運搬船として登録されている漁船との間の場合に限られる。
- (12) リスク管理に基づいて、加盟国が実施する点検、検査及び検証活動の条件・手続き・頻度を規定するのが適切である。
- (13) IUU 漁業に由来する水産製品を共同体と取引することは禁止すべきである。この禁止を有効にし、共同体に輸入され、又は共同体から輸出されるすべての水産製品が、国際的な保存管理措置、及び必要に応じて、関係する漁船に適用される他の関連ルールを遵守して採捕されていることを確保するために、共同体とのすべての水産製品取引に適用される証明制度を整備する。
- (14) 共同体は、証明制度を実施するための開発途上国の能力上の制約を考慮すべきである。

- (15) この制度において、証明書は、共同体への水産製品輸入の前提条件として求められることが適切である。この証明書には、関係する水産製品の合法性を証明する情報を含めるべきである。同証明書は、自国の旗を掲げる漁船が漁業資源の保存管理に関する国際的なルールを遵守していることを確保するために、国際法に基づく旗国の義務に沿って、関係する魚類を漁獲した漁船の旗国によって認証されるべきである。
- (16) この証明制度は、共同体に輸入される、及び共同体から輸出される海洋水産製品すべてに適用することが不可欠である。この制度はまた、共同体の領域に到着する前に旗国以外の国で運搬又は加工された水産製品にも適用すべきである。そのため、共同体に入域する水産製品が、旗国によって合法性が認証された水産製品と異なっていないことを保証するために、当該水産製品には特定の要件を適用すべきである。
- (17) 認定事業者（approved economic operator）の資格を付与するための明確な手続きの導入によって、取引の数量又は頻度に関係なく、すべての輸入水産製品に対して同等の管理水準を確保することが重要である。
- (18) 加盟国を旗国とする漁船による漁獲物の輸出もまた、第三国との協力体制に基づく証明制度の対象とすべきである。

- (19) 水産品の輸入が予定されている加盟国は、その積荷品に添付される漁獲証明書の有効性を照合可能であるべきであり、当該漁獲証明書に関して本規則に定めている条件を満たしていない輸入品の受け取りを拒否する権利を有するべきである。
- (20) 輸送中又は転載中の水産品に関する照合・検査・検証活動は、その効率性を高めるために、主として、最終仕向け地の加盟国によって実施されることが重要である。
- (21) 共同体内で取引される水産品の合法性を監視する任務を負う各加盟国内の管理当局を支援するために、また、加盟国の操業者に警報を出すために、共同体警報システムを確立すべきである。これは、適用される保存管理ルールの第三国による遵守に関して、十分な根拠に基づく疑義がある場合、必要に応じてその情報を広めるためのものである。
- (22) IUU 漁業に従事している漁船であり、またその旗国が適切な措置を行っていない場合、当該漁船に対する抑止措置を共同体が導入することが不可欠である。
- (23) 上記の目的のために、欧州委員会は、加盟国、共同体漁業管理庁（Community Fisheries Control Agency）、第三国及びその他の機関と連携し、リスク管理に基づいて、IUU 漁業に従事している疑いのある漁船を特定すべきであり、また、欧州委員会は、調査結果の正確性について、管轄権を有する旗国から情報を求めるべきである。

- (24) IUU 漁業を実行していると推定される漁船に関する調査を容易にし、疑われる違反の継続を防止するために、当該漁船は、加盟国による特定の管理及び検査要件の対象とすべきである。
- (25) 入手した情報に基づき、第三国を旗国とする漁船が IUU 漁業に従事したとみなす十分な根拠があり、かつ、権限を有する旗国が当該 IUU 漁業に対して有効な処置をとらなかった場合、欧州委員会はこの船舶を「共同体 IUU 船舶リスト」に掲載すべきである。
- (26) 入手した情報に基づき、共同体漁船が IUU 漁業に従事していたとみなす十分な根拠があり、かつ、権限を有する旗国である加盟国（以下、旗加盟国）が、当該 IUU 漁業に対して、本規則及び規則（ECC）No 2847/93 に従った有効な処置をとらなかった場合、欧州委員会はこの船舶を「共同体 IUU 船舶リスト」に掲載すべきである。
- (27) 「共同体 IUU 船舶リスト」に掲載されている漁船に対し、その旗国による効果的な処置がとられない事態を改善するために、また、当該船舶による漁業活動の継続を制限するために、加盟国は、これらの船舶に対する適切な措置を導入すべきである。
- (28) 「共同体 IUU 船舶リスト」に掲載される漁船及びその旗国の権利を保護するために、リスト掲載のための手続きは、講じた措置を欧州委員会に通知する機会を旗国に与えるべきであり、また、可能な場合には、当該手続きの各段階で、関係する所有者又は操業者に意見を述べる機会を与え、リスト掲載の基準を満たさなくなった場合には、その船舶をリストから削除することを認めるべきである。
- (29) 共同体において単一の枠組みを提供し、IUU 漁業に関与する漁船リストの増加を遅けるために、地域漁業管理機関が採用する IUU リストに含まれる漁船は、欧州委員会が作成する同様のリストに自動的に含められるべきである。
- (30) 旗国、寄港国、沿岸国又は市場国として、漁業資源の保存管理に関するルールを自国の漁船及び国民が遵守することを確保するための適切な措置を講ずる義務が国際法によって各国に課されている。しかし、一部の国によるこの義務の不履行が、IUU 漁業を生じさせている主要な要因の一つであり、共同体はこれに対処すべきである。
- (31) この目的のため、国際レベル及び地域レベルでの行動に加え、共同体は、国際基準を根拠とした透明性のある、明確かつ客観的基準を根拠にして、非協力的な国を特定する権限を有るべきであり、また、当該国に十分な時間を与えた後に事前通知に対応して、貿易措置を含め、非差別的で合法的な、相応の措置を当該国に適用する権限を有るべきである。
- (32) 他国に対する貿易措置を採択するのは理事会の任務である。非協力国リストの作成は、当該国に対する貿易対策を伴うべきであるため、この特定のケースにおいては、理事会が、直接的な実施権限行使する権利を確保するのが適切である。

- (33) 旗国の責任の重要性を侵害することなく、第三国の旗を掲げ、共同体の域外で活動する漁船による IUU 漁業に加盟国の国民が従事すること、又は当該漁業を支援することを効果的に抑止することが不可欠である。そのため加盟国は、必要な措置を導入し、各加盟国間及び第三国との間で協力し、IUU 漁業に従事している国民を特定し、彼らが適切な制裁措置を与えられることを確保し、共同体の域外で第三国漁船に関与している自国民の活動を確認すべきである。
- (34) 共同体の水域内における又は共同体の操業者による「共通漁業政策」ルールへの重大な違反件数が継続的に高いことは、当該ルールの重大な違反に関して、加盟国の法制度で規定されている制裁措置に抑止力がないことが大きな理由である。この弱点は、全加盟国間の制裁措置の水準が様々であることによって、さらに強まっており、これが、違法操業者らが、最も低水準の加盟国の海域や領域で操業することを助長している。この弱点に対処するために、この分野における規則(IEC) No 2371/202 及び(IEC) No 2847/93 に言及されている規定に基づき、重大な違反によって得られた水産製品の価格、当該違反の反復性、及び関係する漁業資源と海洋環境に与える損害額を考慮の上で、「共通漁業政策」ルールへの重大な違反に関する予測される行政処分を共同体内で最高水準に近づけること、また直接的な強制措置と補完的措置を予見することが適切である。

- (35) 漁業活動のルールに関する重大な違反となる行為に加え、IUU 漁業に由来する水産製品の取引もしくは輸入、又は文書偽造を含めて、IUU 漁業に直接関係する商行為もまた、重大な違反行為とみなし、加盟国による統一された最高水準の行政処分を採用することが必要である。
- (36) 本規則の重大な違反に対する制裁措置は、大体の場合、当該違反が法人の関心又は利益のために犯されていることから、法人にも適用すべきである。
- (37) 一部の地域漁業管理機関が採用する海上における漁船の視認に関する規定は、共同体内で統一された方法で実施されるべきである。
- (38) 加盟国、欧州委員会及び第三国との間の協力は、IUU 漁業が適切に調査され、制裁措置が課され、かつ、本規則に規定された措置が適用されるのを確保するために不可欠である。こうした協力関係を強化するために、相互支援の仕組みを確立すべきである。
- (39) 相応性の原則 (principle of proportionality) に従い、本規則において予想される措置に関するルールを定めることが、IUU 漁業を廃絶するという基本的目標を達成するために必要かつ適切である。本規則は、条約第 5 条第 3 項に従い、目標を達成するために必要なこと以上を定めるものではない。

(40) 本規則を実施するために必要な措置は、欧州委員会に与えられている実施権限の行使手続きを定めている 1999 年 6 月 28 日の理事会決定 1999/468/EC¹ に従って導入されるべきである。

(41) IUU 漁業は、そのルール違反によって、そのルールの目標の達成を著しく阻害し、関係する資源の持続可能性又は海洋環境の保全を危機にさらすことから、本規則は、IUU 漁業を、適用される法律、ルール又は特に重要な規則の違反とみなしている。本規則の実施は、その適用範囲が限られていることを考慮し、「共通漁業政策」に基づく漁業活動の管理及び監視のための基本的枠組みを定めている理事会規則(EEC) No 2847/93 に基づくものでなければならず、またこれを補足するものでなければならない。したがって、本規則は、規則(EEC) No 2847/93 の第三国漁船の港湾検査に関する部分のルールを強化する。それにより、規則(EEC) No 2847/93 は廃止され、本規則の第 II 章に定められている港湾検査体制に置き替わる。さらに、本規則は、特に IUU 漁業活動に適用される制裁措置の仕組みを第 IX 章に定めている。そのため、制裁措置に関連する規則(EEC) No 2847/93 の規定は、本規則で対処している以外の「共通漁業政策」ルールの違反に引き続き適用される。

(42) 個人データ処理に係る個人の保護は、「共同体諸機関による個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動」¹に関する 2000 年 12 月 18 日の欧州議会・理事会規則(EC) No 45/2001 によって管理されている。この規則は、本規則の目的のための個人データの処理、とりわけ、入手対象データの権利、データの訂正・ブロッキング・消去、及び第三者への通知に全面的に適用されている。その結果、これらに関して、本規則ではより詳細に述べていない。

(43) 理事会規則(EEC) No 2847/93、(EC) No 1093/94²、(EC) No 1447/1999³、(EC) No 1936/2001⁴ 及び(EC) No 601/2004⁵ が適用される事項に関して、本規則の規定が効力を有することは、結果として、これらの規則の一部又は全体が廃止となることになる。

本規則を採択した。

¹ OJ L 8、2001 年 1 月 21 日付 p. 1

² 第三國漁船がその漁獲物を共同体の港に直接水揚げし、市場取引できる条件を定めている 1994 年 5 月 6 日の理事会規則(EC) No 1093/94 (OJ L 121、1994 年 5 月 12 日付 p.3)

³ 共通漁業政策ルールの重大な違反行為の種類のリストを定めている 1999 年 6 月 24 日の理事会規則(EC) No 1447/1999 (OJ L 167、1999 年 7 月 4 日付 p. 5)

⁴ 一定の高度回遊性魚類資源の漁業に適用される管理措置を規定している 2001 年 9 月 27 日の理事会規則(EC) No 1936/2001 (OJ L 263、2001 年 10 月 3 日付 p.1)

⁵ 南極の海洋生物資源の保存に関する条約の対象分野内の漁業活動に適用される一定の管理措置を定めている 2004 年 3 月 22 日の理事会規則(EC) No 601/2004 (OJ L 97、2004 年 4 月 1 日付 p.16)

¹ OJ L 184、1999 年 7 月 17 日付 P.23

第Ⅰ章
一般規定

第Ⅰ条
主題及び適用範囲

1. 本規則は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止、抑止及び廃絶するための共同体システムを確立するものである。
2. 本条1項の目的のために、各加盟国は、共同体法に従い、当該システムの有効性を確保するために適切な措置を講じなければならない。各加盟国は、自国の関係当局が本規則に定められているそれぞれの任務を遂行できるように、当該当局の自由裁量による十分な措置を講じなければならない。
3. 本条1項に定めるシステムは、条約が適用される加盟国の領域、共同体の水域、第三国 の管轄下及び主権下にある海域、ならびに公海において行なわれるすべての IUU 漁業及びその関連する活動に適用される。条約の附属書 II (Annex II) で言及されている海外領土及び諸国の海域における IUU 漁業は、第三国の海域内で行なわれているとみなされる。

第Ⅱ章
定義

本規則において、

- (1) 「違法・無報告・無規制漁業」つまり「IUU 漁業」とは、違法な、無報告の、又は無規制の漁業活動を意味する。
- (2) 「違法漁業」とは以下を意味する。
 - (a) ある国の管轄下にある海域において、その国の許可なく、もしくはその国の法令に反して、当該国民もしくは外国漁船が行なう漁業活動
 - (b) 関係する地域漁業管理機関の締約国を旗国とし、同機関が導入し、当該国が遵守することが義務化されている保存管理措置、もしくは適用される国際法の関連規定に反して操業する漁船が行なう漁業活動、又は
 - (c) 関係する地域漁業管理機関の協力国によって実行されるものを含む国内法もしくは国際的義務に違反して行なわれる漁船の漁業活動
- (3) 「無報告漁業」とは以下を意味する。
 - (a) 国内法令に反して、国内の関係当局に報告されていない漁業活動、もしくは誤って報告されている漁業活動、又は
 - (b) 関係する地域漁業管理機関の管轄区域内で行なわれ、当該機関の報告手続きに反して、報告されていない漁業活動もしくは誤って報告されている漁業活動
- (4) 「無規制漁業」とは以下を意味する。
 - (a) 関係する地域漁業管理機関の対象区域において、無国籍の漁船、当該機関の非締約国の旗を掲げる漁船、もしくは他の漁業団体 (fishing entity) によって、当該機関の保存管理措置に合致しない、もしくは当該措置に反する方法で行なわれる漁業活動、又は
 - (b) 適用される保存措置もしくは管理措置がない区域もしくは魚類資源に関連し

- て、国際法に基づく海洋生物資源の保存に対する国の責任に合致しない方法で、漁船によって行なわれる漁業活動
- (5) 「漁船」とは、コンテナ船を除き、支援船、魚加工船、転載作業船及び水産製品輸送設備のある運搬船を含め、漁業資源の商業利用のために使用される、又は使用される予定のあらゆる大きさの船舶を意味する。
- (6) 「共同体漁船」とは、加盟国を旗国とし、共同体において登録されている漁船を意味する。
- (7) 「漁業認可 (fishing authorisation)」とは、特定の区域、又は特定の漁業において、特定の期間中に漁業活動に従事する資格を意味する。
- (8) 「水産製品」とは、関税統計分類及び共通関税に関する 1987 年 7 月 23 日の理事会規則 (ECC) No 2658/87 で制定された「合同関税品目分類表 (Combined Nomenclature)」¹ の第 3 類並びに第 1604 及び 1605 項の分類内のすべての品目を意味する。但し、本規則の付属書 I に掲載される品目を除く。
- (9) 「保存管理措置」とは、1 種以上の海洋生物資源を保存管理する措置で、国際法及び／又は共同体法の関連ルールに従って導入され、実施されている措置を意味する。
- (10) 「転載」とは、ある漁船に積載されている水産製品の全て又は一部をその他の漁船に荷下ろしすることを意味する。
- (11) 「輸入」とは、水産製品を共同体の領域に持ち込むことを意味し、これには当該領域内の港での転載目的の持ち込みも含まれる。
- (12) 「間接輸入」とは、漁獲物に対する責任を負う漁船の旗国以外の第三国からの輸入を意味する。
- (13) 「輸出」とは、共同体の領域から、第三国から、又は漁場からを含め、加盟国を旗国とする漁船が漁獲した水産製品の第三国への移動を意味する。
- (14) 「再輸出」とは、すでに共同体の領域に輸入された水産製品を共同体の領域から移動させることを意味する。
- (15) 「地域漁業管理機関」とは、これを設立した条約又は協定により、同機関の責任の下にある海洋生物資源の保存管理措置を定める権限を有することが国際法によって認められている準地域機関、地域機関又は同様の機関を意味する。
- (16) 「締約国 (contracting party)」とは、地域漁業管理機関を設立している国際条約又は国際協定の締約国、ならびに当該機関と協力し、かつ、当該機関との関係において協力的非加盟の資格を付与されている国、漁業団体 (fishing entity) 又はその他の事業体 (entity) を意味する。
- (17) 「視認」とは、海上取締りに責任を有する加盟国の関係当局、又は共同体もしくは第三国漁船の船長が、第 3 条第 1 項に言及されている基準の 1 つ以上に該当すると考えられる漁船を監視することを意味する。
- (18) 「共同漁業操業 (joint fishing operation)」とは、漁獲物が一隻の漁船の漁具から別の漁船に移される場合、又はこれらの漁船が使用する技術が一つの共通した漁具を必要とする場合において、二隻以上の漁船間の操業を意味する。
- (19) 「法人」とは、適用される国内法に基づいてその資格を有するあらゆる法的団体 (legal entity) を意味する。但し、国家の権限を行使する国又は公共団体、及び公共機関を除く。
- (20) 「リスク」とは、共同体の領域に輸入される、又は当該領域から輸出される水産製品に関して、本規則又は保存管理措置の適正な適用を妨げる事態が発生する可能性を意味する。
- (21) 「リスク管理」とは、リスクを体系的に特定し、また、リスクにさらされることを制限するために必要な全ての措置を実施することを意味する。これには、国際的な、共同体の、又は国内の情報源と戦略に基づいた、データ・情報の収集、リスクの分析と評価、行動の指示と実行、及び過程とその結果の定期的な監視と見直しが含まれる。
- (22) 「公海」とは、海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) 第 86 条に定義されている海洋のすべての部分を意味する。
- (23) 「積送品 (consignment)」とは、一輸出者から一荷受人に同時に送られた生産物 (生

¹ OJ L 256、1987 年 9 月 7 日付 p.1

產品)、又はその輸出者から荷受人への発送に用いられる單一の運送書類によって取り扱われている生産物(生産品)を意味する。

第3条 IUU漁業に従事する漁船

1. 漁船は、関係する漁場に適用される保存管理措置に反して、以下のいずれかを行なつたことが判明した場合、IUU漁業に従事しているとみなされる。

- (a) 旗国又は関係沿岸国が発給する有効な免許、認可又は許可なく操業した。又は、
- (b) 衛星船舶監視システムによって送信されるデータを含め、漁獲データもしくは漁獲関連データを記録及び報告する義務、又は第6条に基づく事前通知義務を履行しなかった。又は、
- (c) 禁止海域で操業し、禁止期間中に操業し、漁獲割当量なしに、もしくは割当量の達成後に操業し、又は禁止水深域を越えて操業した。又は、
- (d) モラトリアル(一時操業停止)又は禁漁の対象となっている魚種を狙った漁業に従事した。又は、
- (e) 禁止漁具又は法令を遵守していない漁具を使用した。又は、
- (f) 表示、識別又は登録を偽った、又は隠匿した。又は、
- (g) 航行関連の証拠を隠匿、偽造又は廃棄した。又は、
- (h) 適用される保存管理措置の遵守状況の検査において、職務を遂行している検査官の作業、又は適用される共同体のルールの遵守状況の監視において、職務を遂行している監督官の作業を妨害した。又は、
- (i) 施行されている法律に反して、基準以下の小型魚を船舶に積み込んだ、転載した、又は水揚げした。又は、

(j) 本規則に基づき IUU漁業に従事したと特定されている他の漁船、とりわけ、共同体IUU船舶リスト又は地域漁業管理機関のIUU船舶リストに含まれる漁船との間で転載を行い、共同漁業操業に参加し、当該漁船を支援し、又は当該漁船に補給した。又は、

(k) 地域漁業管理機関の区域において、同機関の保存管理措置に合致しないか反する方法で漁業活動を行い、及び同機関に加盟していない、又は同機関の定めたとおりに同機関に協力していない国を旗国としている。又は、

(l) 船籍がなく、そのため、国際法に従い無国籍船舶となっている。

2. 本条第1項に規定する活動は、第42条に従い、問題となる違反の重要度に応じて重大な違反とみなされる。当該重要度は、被害、被害額、違反の範囲又はその反復性等の基準を考慮して、加盟国の関係当局によって決定される。

第 II 章
加盟国の港湾内における第三国漁船の検査

第 1 部
第三国漁船の入港条件

第 4 条
港湾体制 (port scheme) における検査

1. IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために、加盟国の港に寄港する第三国漁船に対する効果的な港湾検査体制を維持する。
2. 状況改善のための厳密に必要なサービスを規定した UNCLOS 第 18 条（「不可抗力又は遭難」）の意味の範囲内の不可抗力又は遭難の場合を除き、第三国漁船は、本規定に定められている要件を満たさない限り、加盟国の港への入港、加盟国の港での港湾サービスを提供し、水揚げ作業又は転載作業を実施することが禁じられる。
3. 共同体の水域における、第三国漁船間、又は第三国漁船と加盟国を旗国とする漁船間の洋上転載は禁じられており、本章の規定に従って、港湾内においてのみ行なわれるものとする。
4. 加盟国を旗国とする漁船は、それらが地域漁業管理機関の下に運搬船として登録されている場合を除き、共同体の水域外において、第三国漁船からの漁獲物を洋上転載することを認められない。

第 5 条
指定港

1. 加盟国は、第 4 条第 2 項で言及される水産製品の水揚げ作業又は転載作業、及び港湾サービスが許可される港、又は海岸付近の場所を指定する。
2. 第三国漁船による港湾サービスの利用及び水揚げ又は転載作業の実施は、指定港においてのみ許可されるものとする。

3. 加盟国は、指定港のリストを毎年 1 月 15 日までに欧州委員会に送付する。同リストのその後の変更は、変更が有効となる最低 15 日前までに欧州委員会に通知されるものとする。
4. 欧州委員会は、指定港のリストを、EU 官報及び同委員会のウェブサイトに遅滞なく公表する。

第 6 条
事前通知

1. 第三国漁船の船長又はその代理人は、港湾到着予定期刻の最低 3 営業日前までに、利用を希望する指定港又は水揚げ施設がある加盟国の関係当局に、以下の情報を通知する。
 - (a) 船舶の識別
 - (b) 仕向け地である指定港の名前、及び寄港、水揚げ、転載又はサービス利用の目的
 - (c) 漁業認可、又は適当な場合は、漁業操業の支援認可もしくは水産製品転載の認可
 - (d) 出漁日数
 - (e) 港への到着予定期時
 - (f) 船舶に積載されている各種の数量、又は適当な場合は、「漁獲なし」報告書 (negative report)
 - (g) 漁獲が行われた区域もしくは転載が行なわれた区域 – 共同体の水域内、第三国管轄下もしくは主権下の区域、又は公海上の区域か。
 - (h) 水揚げ又は転載を予定している各種の数量

共同体の領域において水揚げ又は転載予定の全漁獲物に対し、第 III 章に従って漁獲証明書が認証されている場合、第三国漁船の船長又はその代理人は、上記(a)、(c)、(d)、(g)、(h)に含まれる情報の通知を免除される。

2. 第三国漁船が水産製品を積載している場合、本条第 1 項に記載された通知に、第 III 章に従って認証された漁獲証明書を添付する。地域漁業管理機関が採用する漁獲証明書制度又は寄港国管理制度の一部である漁獲証明書の様式又は寄港国管理の様式の承認に関する第 14 条の規定が準用される。
3. 欧州委員会は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従い、特定の種類の第三国漁船に対して、一定かつ更新可能な期間において、第 1 項に明記した義務を免除することができ、又は、とりわけ、水産製品の種類、ならびに当該船舶が登録もしくはリストされている漁場、水揚げ地及び港との間の距離を考慮して、別の通知期間を定めることができる。
4. 本条は、共同体と第三国との間で締結された漁業協定に定められている特別規定を侵害することなく適用される。

第 7 条 認可 (authorisation)

1. 第 37 条(5)を予断することなく、第三国漁船は、第 6 条第 1 項に記載された情報が完全であり、かつ、当該漁船が水産製品を積載している場合には、第 6 条第 2 項で言及される漁獲証明書を備えている場合に限り入港が認められる。
2. 港での水揚げ作業又は転載作業の認可是、本条第 1 項に明記したように、提出された情報の完全性を判断するための照合を行うことを条件とし、また、適当な場合は、第 2 部に従って実行される検査を行うことを条件とする。
3. 第 6 条第 1 項に記載された情報が完全でない場合、又は照合もしくは認証が終了していない場合、本条第 1 項及び第 2 項の特例として、寄港加盟国は、入港、及び全体又は一部の水揚げを認可することができるが、その場合、問題となる水産製品は関係当局の管理下に保管しておかなければならない。当該水産製品は、第 6 条第 1 項に記載された情報を受け取った後、又は照合もしくは認証が終了した後に初めて、販売、引

き渡し、もしくは輸送のために解放される。このプロセスが水揚げの 14 日間以内に終了しない場合、寄港加盟国は国内規定に従って当該水産製品を没収又は処分できる。保管費用は操業者の負担とする。

第 8 条 水揚げ作業又は転載作業の記録

1. 第三国漁船の船長又はその代理人は、自己が使用する水揚げ施設又は転載施設がある指定港を有する加盟国の関係当局に対して、水揚げ作業又は転載作業を行なう前に、水揚げ又は転載予定の種別の水産製品の数量及び各漁獲の日付と場所を示す申告書を提出しなければならず、できれば電子的手段でこれを提出する。船長及びその代理人は、当該申告書の正確さに対する責任を負う。
2. 各加盟国は、自国の国内法令に従って、本条第 1 項に言及される申告書の原本、又は電子送信された場合には、そのハードコピーを 3 年間以上保持する。
3. 水揚げ及び転載申告の手続きと様式は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って決定される。
4. 各加盟国は、前四半期に自国の港において第三国漁船によって水揚げ及び／又は転載された数量を、各四半期の最初の月末までにコンピュータ送信によって欧州委員会に通知する。

第2部
港湾検査

第9条
一般原則

1. 各加盟国は、地域漁業管理機関によって採用されたより高い基準値に抵触することなく、リスク管理の基礎となる第 54 条第 2 項に規定する手続きによって決定される基準値に従って、第三国漁船による水揚げ作業又は転載作業の少なくとも 5% の検査を自国の指定港で毎年実施する。
2. 以下の漁船は、いかなる場合も検査を受けるものとする。
 - (a) 第 48 条に従って視認された漁船
 - (b) 第 IV 章に従った共同体警報システムの下でなされる通知体制において通報された漁船
 - (c) 第 25 条に従い、IUU 漁業への従事が推定されるとして欧州委員会によって特定された漁船
 - (d) 地域漁業管理機関が採用する IUU 船舶リストに掲載されていて、第 30 条に従って加盟国に通知された漁船

第10条
検査手続き

1. 検査を担当する職員（以下「検査官」という。）は、適用される法令又は国際的な管理・保存措置の遵守を確認するために、検査官が必要とみなす、漁船のあらゆる関係する区域・甲板・船室、加工の有無を問わない漁獲物、漁網その他の漁具、設備、及び関連書類を検査することができる。また、検査官は、検査対象の事項に関する情報を有しているとみなされる人物を尋問することができる。
2. 検査には、水揚げ作業又は転載作業全体の監視を含み、かつ、水揚げの事前通知書に

記録されている種別数量と、実際に水揚げされる又は転載される種別数量の照合を含むものとする。

3. 検査官は、漁船の船長の面前で検査報告書に署名し、当該船長は関連があると考える情報を追加する権利又は追加させる権利を有する。検査官は、検査が実施されたことを航海日誌に記載する。
4. 検査報告書の写しは、漁船の船長に手交されなければならず、船長はこれを船主に送付できる。
5. 船長は、漁船の検査に協力及び支援しなければならず、検査官がその職務を遂行するのを妨害、威圧又は干渉してはならない。

第11条
違反の際の手続き

1. 検査中に収集した情報により、第 3 条に記載された基準に従い、検査官がその漁船が IUU 漁業に従事していると信する証拠が示された場合には、検査官は、次の措置を講じる。
 - (a) 検査報告書に違反の疑義を記録する。
 - (b) 当該違反の疑義に関連する証拠の保管を確保するために必要なあらゆる処置を講ずる。
 - (c) 検査報告書を直ちに関係当局に送付する。
2. 検査結果により、第 3 条に定める基準に従い、第三国漁船が IUU 漁業に従事している証拠が示された場合、寄港加盟国の関係当局は、当該漁船がその漁獲物を水揚げ又は転載するのを認可してはならない。
3. 検査を実施する加盟国は、本条第 2 項に従って下した水揚げ作業又は転載作業の非認可の決定を、検査報告書の写しを添えて、欧州委員会又は同委員会の指定機関に直ちに通知する。欧州委員会又は同委員会の指定機関は、検査された漁船の旗国の関係當

局に対し、その決定を通知する。また、その通知の写しは、検査された漁船が転載作業に従事していた漁獲物提供船舶 (donor vessels) の旗国（1カ国又は複数国）に通知される。当該通知の写しは、必要に応じて、その漁獲区域を管轄する地域漁業管理機関の事務局長 (Executive Secretary) にも送付されるものとする。

4. 疑義のある違反行為が公海で発生した場合、寄港加盟国は旗国と協力し、これを調査し、適當な場合には、当該旗国が、國際法に従って自国の管轄権移譲に明示的に同意することを条件として、当該寄港加盟国の法律によって定められている制裁措置を適用する。さらに、疑義のある違反行為が第三国の海域で発生した場合、また、寄港加盟国は沿岸国と協力し、これを調査し、適當な場合には、國際法に従って当該沿岸国が自国の管轄権移譲に明示的に同意したことを条件として、当該寄港加盟国の法律によって定められている制裁措置を適用する。

第 III 章 水産製品の輸出入のための漁獲証明制度

第 12 条 漁獲証明

1. IUU 漁業から得られた水産製品の共同体への輸入は禁じられている。
2. 本条第 1 項に定める禁止の効果を確保するために、水産製品は、本規則に準拠した漁獲証明書が付帯されている場合に限り、共同体に輸入されるものとする。
3. 本条第 2 項に規定された漁獲証明書は、その水産製品の原料となった漁獲物を生産した漁船（複数の場合有り）の旗国によって認証されなければならない。漁獲証明書は、その漁獲が適用される法令及び國際的な保存管理措置に従って行なわれたことを証明するために用いられる。
4. 漁獲証明書には、付属書 II (Annex II) に示す例に明記したすべての情報を含むものとし、当該情報の正確さを証明するために必要な権限を有する旗国の当局によって認証される。旗国と合意の上、第 20 条第 4 項に記載された協力体制の範囲で、漁獲証明書は電子的手段によって作成、認証もしくは提出できるか、又は、当局による同等の管理水準を確保している電子的なトレーサビリティシステムでの代用が可能である。
5. 漁獲証明の実施範囲から除外される水産製品を記載した付属書 I のリストは、第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 V 章、第 VIII 章、第 X 章及び第 XII 章に基づいて収集される情報の結果を基に、毎年見直しが可能であり、第 54 条第 2 項に規定された手続きに従った改正が可能である。

第 13 条 地域漁業管理機関の枠内で合意され、 実施される漁獲証明書制度

- 地域漁業管理機関が導入する漁獲証明書制度に準拠して認証され、本規則に定める要件を満たすと認められる漁獲書類及び関係書類は、漁獲証明書制度が適用される種から得た水産製品に関する漁獲証明書として容認され、かつ、第 16 条及び第 17 条に従って輸入加盟国に譲される場合・認証要件の対象となるとともに、第 18 条に定める輸入拒否に係る規定の対象となる。当該漁獲証明書制度のリストは、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って決定されるものとする。
- 本条第 1 項は、当該漁獲証明書制度を共同体法に組み入れている特定の有効な規則に抵触することなく適用される。

第 14 条
水産製品の間接輸入

- 单一の積送品を構成し、同様の形態で旗国以外の第三国から共同体に輸送される水産製品を輸入するために、輸入者は、輸入加盟国の当局に以下を提出する。
 - 旗国によって認証された漁獲証明書（複数必要な場合もある）、及び
 - その水産製品が、荷下ろし、再積み込み、又は良好かつ本来の状態を保つための作業以外の作業をなされておらず、かつ、当該第三国との関係当局の監視下にあったことを示す証拠書類

この証拠書類は、以下の方法で提出される。

 - 該当する場合、旗国の領域から当該第三国に至る通過経路を網羅して発行された単一の運送書類、又は
 - 当該第三国の関係当局が発給する以下の書類
 - その水産製品の正確な説明、荷下ろしと再積み込みの期日、及び適当な場合は、船名又は利用する他の運送手段を明示しているもの。及び、
 - 当該第三国においてその水産製品が保管されていた状況を明示しているもの。

関係する種が、第 13 条に基づいて認められている地域漁業管理機関の漁獲証明書制度の対象である場合、上記書類は、当該証明書制度の再輸出証明書で代用することができる。但しこれは、当該第三国が、自国の通知要件を然るべき満たしている場合とする。

- 单一の積送品を構成していて、旗国以外の第三国で加工された水産製品を輸入するために、輸入者は、付属書 IV の書式に従って当該第三国での加工施設が作成し、当該第三国の関係当局によって承認された、以下の明細書（statement）を輸入加盟国の当局に提出する。
 - 未加工水産製品及び加工水産製品の正確な説明と各水産製品の数量を明示していること。
 - その加工水産製品が、旗国によって認証された漁獲証明書（複数必要な場合もある）が添付された漁獲物を用いて、当該第三国において加工されたことを示していること。及び、
 - 以下が添付されていること。
 - 单一の積送品として輸出された水産製品の加工のために関係漁獲物全体が使用された場合には、漁獲証明書原本（複数必要な場合もある）。又は、
 - 单一の積送品として輸出された水産製品の加工のために関係漁獲物の一部が使用された場合には、漁獲証明書原本（複数必要な場合もある）の写し

関係する種が、第 13 条に基づいて認められている地域漁業管理機関の漁獲証明書制度の対象である場合、上記明細書（statement）は、当該漁獲証明書制度の再輸出証明書で代用することができる。但し、加工を行なう第三国が、その通知要件を然るべき満たしている場合とする。
- 本条の第 1 項(b)及び第 2 項のそれぞれに明記されている書類及び明細書（statement）は、第 20 条第 4 項に定める協力体制における電子的手段での通報が可能である。

第15条

加盟国を旗国とする漁船による漁獲物の輸出

1. 加盟国を旗国とする漁船による漁獲物の輸出は、第 20 条第 4 項に定められた協力体制において求められた場合、第 12 条第 4 項に規定するように、旗加盟国の関係当局による漁獲証明書の認証を条件とする。
2. 旗加盟国は、本条第 1 項に規定する漁獲証明書の認証を行なう自国の関係当局を欧州委員会に通知する。

第16条

漁獲証明書の提出と照合

1. 認証された漁獲証明書は、共同体の領域に入域する地点に到着する予定時間の少なくとも 3 営業日前に、その水産製品が輸入される加盟国の関係当局に対して、輸入者から提出されるものとする。3 営業日の期限は、水産製品の種類、共同体の領域に入域する地点までの距離、又は用いられる輸送手段に従って変更することができる。当該関係当局は、リスク管理に基づいて、第 20 条及び第 22 条に従って旗国から受け取った通知書に記載されている情報に照らして漁獲証明書を照合する。
2. 認定事業者 (approved economic operator) の資格を付与されている輸入者は、本条第 1 項の特例として、同項に規定する期限内に加盟国の関係当局に水産製品の到着を通知することができ、かつ、本条第 1 項に従った照合目的又は第 17 条に従った認証目的のために、第 14 条に規定する認証済みの漁獲証明書と関係書類を当該関係当局が入手できるように保管することができる。
3. 加盟国の関係当局が認定事業者の資格を輸入者に与える基準には以下が含まれる。
 - (a) 輸入者がその加盟国の領土に設立されている。
 - (b) 本条第 2 項に規定する手続きの実施を裏付けるに足る十分な件数と量の輸入業務がある。
 - (c) 保存管理措置の要件の遵守を示す適正な記録がある。

(d) 商業記録、及び必要に応じて、輸送記録と加工記録を管理する十分なシステムが整備されていて、本規則の目的のために行なわれる適切な照合と認証を可能にしている。

(e) 当該照合と検証を行なう設備が整備されている。

(f) 該当する場合、実施される業務に直接関係のある能力又は専門的な資格の実践的な水準。及び

(g) 該当する場合、財政的な支払能力が証明されている。

加盟国は、認定事業者の資格を付与した後、できる限り速やかに、その名称及び住所を欧州委員会に通報する。欧州委員会は、各加盟国がこの情報を電子的手段で入手できるようにする。

認定事業者の資格に係るルールは、第 54 条第 2 項に規定される手続きに従って決定できる。

第17条

検証

1. 加盟国の関係当局は、本規則の規定が正確に適用されるために必要と考えられるすべての検証を実施できる。
2. 検証には、第 II 章に基づく港湾での漁船の検査に加え、とりわけ、水産製品の検査、申告書データの検証、書類の存在・信ぴょう性の検証、操業者の勘定書 (accounts of operators) 及びその他の記録の検査、コンテナ及び保管場所を含む水産製品の輸送手段の検査、ならびに公的調査その他の類似した行為の実施を含む。
3. 検証は、リスク管理に基づいて国内レベル又は共同体レベルで策定された基準を根拠にして特定されたリスクに焦点を当てなければならない。各加盟国は、...*後、30 営業日以内に自国の国内基準を欧州委員会に通知しなければならず、かつ、当該基準情

* OJ : 本規則の発効日を挿入する。

報を更新する。共同体の基準は、第 54 条第 2 項に規定された手続きに従って決定される。

4. 検証は、以下のいずれかの場合に実行される。

- (a) 加盟国の検証当局が、漁獲証明書自体、旗国の関係当局の認証印又は署名の信ぴょう性を疑う根拠を有している。
- (b) 加盟国の検証当局が、その漁船による適用される法令もしくは保存管理措置の遵守、又は本規則の他の要件の遵守を疑う情報を保有している。又は、
- (c) 渔船、漁業会社又は他の操業者が、IUU 漁業と推定される活動に関係していると報告された場合。これには、IUU 漁業に従事したと推定される船舶リストを作成するために地域漁業管理機関が採用する法律文書の条件に従って、当該管理機関に報告された漁船が含まれる。
- (d) 地域漁業管理機関が採用する旗国に対する貿易措置を実施するための法律文書の条件に従って、当該管理機関に対し、旗国又は再輸出国が報告されている。
- (e) 第 23 条第 1 項に従って、警報通知が公表されている。

5. 加盟国は、本条第 3 項及び第 4 項に規定する検証に加え、無作為の検証の実施を決定できる。

6. 加盟国の関係当局は、検証を目的として、旗国の関係当局又は第 14 条に規定する旗国以外の第三国との関係当局に支援を要請できる。その場合、

- (a) 支援要請の際、当該加盟国の関係当局は、証明書の有効性、証明書に含まれる説明及び／又はその水産製品に係る保存管理措置の遵守に関する疑義について、十分に根拠ある理由を述べなければならない。漁獲証明書の写し及び漁獲証明書に記載された情報が不正確であることを示す情報又は書類を、支援要請の根拠として提示する。支援要請書は、旗国の関係当局又は第 14 条に規定する旗国以外の第三国との関係当局に遅滞なく送付する。
- (b) 検証手続きは、検証要請日から 15 日以内に終了する。旗国の関係当局が期限を守れない場合、加盟国の検証当局は、当該旗国又は第 14 条に規定する旗国

以外の第三国との要請によって、返答期限を延長することができるが、当該延長は 15 日を超えてはならない。

7. 本条第 1 項から第 6 項に規定する検証手続きの結果が出される間、その水産製品の市場への放出は一時停止される。保管費用は操業者の負担となる。

8. 各加盟国は、第 16 条及び本条第 1 項から第 6 項に従って、漁獲証明書の照合と検証を行なう自国の関係当局を欧州委員会に通知する。

第 18 条

輸入拒否

1. 以下が明らかな場合、加盟国の関係当局は、旗国に対して追加の証拠を求めたり、支援要請書を送付したりする必要はなく、適当な場合には、共同体への水産製品の輸入を拒否する。

- (a) 輸入者が関係する水産製品の漁獲証明書を提出できなかつたか、又は第 16 条第 1 項もしくは第 2 項に基づく自己の義務を履行できなかつた。
- (b) 輸入予定の水産製品が漁獲証明書に記述されたものと同一でない。
- (c) 漁獲証明書が第 12 条第 3 項に規定する旗国の当局によって認証されていない。
- (d) 漁獲証明書がすべての求められる情報を示していない。
- (e) 輸入者が、その水産製品が第 14 条第 1 項又は第 2 項の条件を遵守していることを証明できない。
- (f) その漁獲物を生産した船舶として漁獲証明書に記載されている漁船が、共同体 IUU 船舶リスト又は第 30 条に規定する IUU 船舶リストに掲載されている。
- (g) 漁獲証明書が、第 31 条に従った非協力国として特定されている旗国の当局によって認証されている。

2. 以下のいずれかの場合、加盟国の関係当局は、第 17 条第 6 項に従った支援要請を行なった後、適当な場合には、共同体へのいかなる水産製品の輸入も拒否する。
 - (a) 当該関係当局が、輸出者が漁獲証明の認証を求める資格がないとの返答を受け取った。
 - (b) 当該関係当局が、その水産製品が保存管理措置を遵守していない、又は、本章に基づく他の条件を満たしていないとの返答を受け取った。
 - (c) 当該関係当局が規定の期限までに返答を受け取っていない。
 - (d) 当該関係当局が、支援要請書に提起した疑問に対する適切な回答を提供していない返答を受け取った。
3. 水産製品の輸入が、本条第 1 項又は第 2 項に従って拒否された場合、加盟国は、国内法に従って、当該水産製品を没収・廃棄、処分又は売却することができる。売却利益は公益目的に使用できる。
4. いずれの者も、本条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に従って関係当局が下した、自己に関する決定に対して請願する権利を有する。請願する権利は、関係加盟国で施行されている規定に従って行使されるものとする。
5. 加盟国の関係当局は、旗国、及び適当な場合には、第 14 条に規定する旗国以外の第三国に対して、輸入拒否の通知をする。通知書の写しは、欧州委員会に送付される。

**第 19 条
通過及び転載**

1. 水産製品が、共同体の領域内の入域地点において通過手続きを受け、また、別の加盟国に輸送され、当該地で新たな税関手続きを受けなければならない場合、第 17 条及び第 18 条の規定はこの別の加盟国において実施されるものとする。
2. 水産製品が、共同体の領域内の入域地点において通過手続きを受け、また、同一加盟国の別の場所に輸送され、当該地で新たな税関手続きを受けなければならない場合、

当該加盟国は、入域地点又は仕向け地のいずれかで、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定を実施することができる。加盟国は、本項の実施のために導入する措置をできる限り速やかに欧州委員会に通知し、この情報を更新する。欧州委員会は当該通知を同委員会のウェブサイトで公表する。

3. 水産製品が、共同体の領域内の入域地点において転載され、別の加盟国に海上輸送される場合、第 17 条及び第 18 条の規定はこの別の加盟国において実施されるものとする。
4. 転載地である加盟国は、運送書類から得た水産製品の特性に関する情報、水産製品の重量、第三国における荷積み港及び荷主、運搬船の名称、転載港及び仕向け港について、仕向け地である加盟国に通報する。これらの情報は、わかり次第できる限り速やかに、かつ、仕向け港に到着予定日時の前に通報する。

**第 20 条
旗国の通知書及び第三国との協力**

1. 本規則の目的のため、特定の旗国によって認証された漁獲証明書の受理は、欧州委員会が、以下を証明する通知書を関係する旗国から受け取っていることを条件とする。
 - (a) 関係する旗国が、自国の漁船が遵守する法令及び保存管理措置の実施、管理及び取締りのための国内取り決めを整備していること。
 - (b) 関係する旗国の当局が、漁獲証明書に含まれている情報の正確さを証明する権限、及び加盟国からの要請を受けて漁獲証明書の検証を行なう権限を与えられていること。また、通知書には、それらの権限を証明するために必要な情報も含めなければならない。
2. 本条第 1 項に規定された通知書に示す情報は、付属書 III に明記されている。
3. 欧州委員会は、本条第 1 項に従って送付された通知書の受領を旗国に通知する。本条第 1 項に規定されたすべての要素が旗国から提供されていない場合、欧州委員会は、どの情報が欠落しているのかを旗国に指摘し、新しい通知書の提出を旗国に要請する。

4. 欧州委員会は、漁獲証明書及び、適当な場合には、第14条第1項及び第2項に規定する書類を作成、認証又は提出する電子的手段の利用を含め、適当な場合、本規則の漁獲証明規定の実施に係る分野に関して、第三国と行政管理上の協力を行う。

当該協力は、以下を目的とする。

- (a) 共同体に輸入される水産製品が、適用される法令又は保存管理措置を遵守した漁獲物から生産されていることを確保する。
 - (b) 第II章及び本章に定められている漁船による入港手続き、水産製品の輸入手続き、及び漁獲証明書の検証要件に関する手続きを旗国が遂行することを促進する。
 - (c) 協力取り決めの効果的な実施を検証するために、欧州委員会又は同委員会の指定機関による現場監査を実施する。
 - (d) 協力取り決めの実施を支援する二者間の情報交換のための枠組みの確立を図る。
5. 本条第4項に規定される協力は、いずれの国を旗国とする漁船による漁獲物から生産された輸入物に対して本章を適用するための前提条件になると解釈されない。

第21条 再輸出

- 1. 本章に従った漁獲証明に基づいて輸入された水産製品の再輸出は、再輸出される水産製品が輸入された水産製品の一部である場合、当該再輸出が行われる加盟国の関係当局によって、漁獲証明書又はその写しの「再輸出」の欄が認証されることで認可されるものとする。
- 2. 水産製品が認定事業者によって再輸出される場合、第16条第2項に定める手続きが準用される。
- 3. 加盟国は、漁獲証明書の「再輸出」の欄の認証と検証を行なう自国の関係当局を、第15条に定める手続きに従い欧州委員会に通知する。

第22条 記録の管理と周知

- 1. 欧州委員会は、本章に従って通知された国とその関係当局の記録を管理しなければならず、当該記録には以下を含むものとする。
 - (a) 第15条、第16条、第17条及び第21条の各条に従って、漁獲証明書と再輸出証明書を認証、照合及び検証する自国の関係当局を通知した加盟国
 - (b) 第20条(1)に従って受け取った旗国。そのうち第20条第4項に従って第三国との協力を確立した国を明示すること
- 2. 欧州委員会は、同委員会のウェブサイト及びEU官報(*Official Journal of European Union*)に、本条第1項に規定する国とその関係当局のリストを公表し、この情報を定期的に更新する。欧州委員会は、漁獲証明書の認証と検証に責任を有する加盟国の当局が、漁獲証明書の認証と検証を担当する旗国当局の詳細を電子的手段によって入手できるようにする。
- 3. 欧州委員会は、同委員会のウェブサイト及びEU官報に、第13条に従って認められている漁獲証明書制度のリストを公表し、これを定期的に更新する。
- 4. 加盟国は、輸入のために提出された漁獲証明書、輸出のために認証された漁獲証明書、及び認証された漁獲証明書の再輸出欄の原本を、国内ルールに従って、3年間以上保管する。
- 5. 認定事業者は、本条第4項に規定された書類の原本を、国内ルールに従って、3年間以上保管する。

第 IV 章
共同体警報システム

第 23 条
警報の公布

1. 第 II 章、第 III 章、第 V 章、第 VI 章、第 VII 章、第 VIII 章、第 X 章又は第 XI 章に従って入手した情報に基づいて、第 20 条第 4 項に規定する行政管理上の協力を通じて第三国から通報された適用法令を含め、特定の第三国漁船もしくは水産製品が、適用される法令又は国際的な保存管理措置の遵守に関して十分な根拠のある疑義を提起された場合、欧州委員会は、本章に従って、操業者に警告し、かつ、加盟国が当該第三国に関して適切な措置を講ずることを確保するために、同委員会のウェブサイト及び EU 官報に警報通知を公表する。
2. 欧州委員会は、加盟国の当局及び関係する旗国、ならびに必要に応じて、第 14 条に規定する旗国以外の第三国に対して、本条第 1 項に規定する情報を遅滞なく通報する。

第 24 条
警報公布後の行動

1. 加盟国は、第 23 条第 2 項に従って通報された情報を受領し次第、適当な場合、またリスク管理に従って以下を行なわなければならない。
 - (a) 警報通知の対象範囲となっている輸入水産製品の輸送中にある積送品を特定し、かつ、第 17 条に定める規定に従って、漁獲証明書の検証、及び適当な場合は、第 14 条に規定する書類の検証を行なう。
 - (b) 警報通知の対象範囲となっている輸入予定の水産製品に関する将来の積送品が、第 17 条に定める規定に従って、漁獲証明書の検証を受け、及び適当な場合、第 14 条に規定する書類の検証が行われることを確保するための措置を講ずる。
 - (c) 警報通知の対象範囲となっている水産製品に関する過去の積送品を特定し、か

つ、提出された過去の漁獲証明書の検証を含む適切な検証を行なう。

- (d) 国際法のルールに従い、警報通知の対象範囲となっている漁船に対して、海上、港又はその他の水揚げ地において、必要な取り調べ、調査又は検査を実施する。
2. 各加盟国は、自国の検証結果及び検証に対する要請、ならびに適用される法令又は国際的な保存管理措置が遵守されていない場合に講じた処置をできる限り速やかに欧州委員会に通報する。
3. 本条第 1 項に従って実施された検証結果を考慮して、欧州委員会が、警報通知の動機となった十分な根拠のある疑義がなくなったと判断した場合、同委員会は、遅滞なく以下を行う。
 - (a) 同委員会のウェブサイト及び EU 官報に、先の警報通知を取り消す旨の通知を公表する。
 - (b) 旗国、及び適当な場合、第 14 条に規定する旗国以外の第三国に当該取消を通知する。
 - (c) 適切な経路を通じて加盟国に通知する。
4. 本条第 1 項に従って実施された検証結果を考慮して、欧州委員会が、警報通知の動機となった十分な根拠のある疑義がまだ存在していると判断した場合、同委員会は、遅滞なく以下を行う。
 - (a) 同委員会のウェブサイト及び EU 官報への新たな公表によって、当該警報通知を更新する。
 - (b) 旗国、及び必適な場合、第 14 条に規定する旗国以外の第三国に通知する。
 - (c) 適切な経路を通して加盟国に通知する。
 - (d) 適当な場合、保存管理措置が違反されている可能性がある地域漁業管理機関に対して当該案件を付託する。
5. 欧州委員会が、本条第 1 項に従って実施された検証結果を考慮し、既成の事実から、

適用される法令又は国際的な保存管理措置が遵守されていない可能性があるとみなせる十分な根拠があると判断する場合、同委員会は、遅滞なく以下を行う。

- (a) 同委員会のウェブサイト及び *EU 航船*に、新たな警報通知をその旨公表する。
- (b) 旗国に通知し、第 V 章及び第 VI 章に従って適切な手続きと外交上の申し入れに着手する。
- (c) 適当な場合、第 14 条に規定する旗国以外の第三国に通知する。
- (d) 適切な経路を通じて加盟国に通知する。
- (e) 適当な場合、違反されている可能性がある保存管理措置を実施する地域漁業管理機関に当該案件を付託する。

第 V 章
IUU 漁業に從事する漁船の特定

第 25 条

IUU 漁業の疑義がある漁業活動

1. 欧州委員会又は同委員会の指定機関は、以下を取り纏め、分析する。

- (a) 第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 VIII 章、第 X 章及び第 XI 章に従って入手した IUU 漁業に関するすべての情報、及び／又は
- (b) 適当な場合、以下のようない他の関連情報
 - (i) 漁獲データ
 - (ii) 国家統計及び他の信頼できる情報源から入手した貿易情報
 - (iii) 船舶の登録及びデータ・ベース
 - (iv) 地域漁業管理機関の漁獲証明書又は統計証明書プログラム
 - (v) 第 3 条に規定する IUU 漁業への従事が推定される漁船の視認又は他の活動に関する報告、及び地域漁業管理機関によって報告又は採用された IUU 船舶リスト
 - (vi) 第 3 条に規定する IUU 漁業への従事が推定される漁船に関する規則 (EEC) No 2847/93 の条件に基づく報告
 - (vii) とりわけ、港及び魚場で入手したその他の関連情報

2. 加盟国は、共同体 IUU 船舶リストの作成に関連があると思われる追加情報をいつでも欧州委員会に提出できる。欧州委員会又は同委員会の指定機関は、提供されたすべての証拠とともに、加盟国及び関係する旗国に当該情報を伝えなければならない。

3. 欧州委員会又は同委員会の指定機関は、IUU漁業への従事の疑義があると報告された各漁船の記録ファイルを保管し、新たな情報を入手次第、それを更新する。

第 26 条
IUU漁業と推定される漁業活動

1. 欧州委員会は、第 25 条に従い、IUU漁業に従事していると推定するに足る十分な情報が入手された漁船を特定し、関係する旗国に対する公式な照会を行うことを必要とする。

2. 欧州委員会は、本条第 1 項に従って特定された漁船の旗国に対して、当該漁船による IUU漁業の疑義を調査するための公的要請を通知する。この通知は、次のようなものである。

- (a) IUU漁業の疑義に関して欧州委員会が収集したすべての情報を提示する。
- (b) 旗国に対して、IUU漁業の疑義を調査するために必要なすべての措置を講じ、適時、欧州委員会とその調査結果を共有することを公的要請する。
- (c) 当該漁船に対する公式な申し立てに根拠があることが立証された場合、直ちに強制的な措置を講じ、講じた措置を欧州委員会に報告するよう公的要請する。
- (d) 第 37 条に規定されているように、ある漁船を共同体 IUU 船舶リストに掲載する場合、リスト掲載予定の理由の詳細な説明及びリスト掲載によって生じる影響を関係する漁船の船主、及び適当な場合、その操業者に通知するよう旗国に求める。また、旗国は、第 27 条第 2 項に従って、船主及び操業者から聴聞できる機会を確保するために、当該漁船の船主に関する情報、また、適当な場合、操業者に関する情報を欧州委員会に提供することが求められる。
- (e) 第 VI 章及び第 VII 章の規定について旗国に知らせる。

3. 欧州委員会は、本条 1 項に従って特定された漁船の旗加盟国に、当該漁船の IUU漁業の疑義を調査する公的要請を通知する。この通知は、次のようなものである。

- (a) IUU漁業の疑義に関して欧州委員会が収集したすべての情報を提示する。
 - (b) IUU漁業の疑義を調査するために、規則(EEC) No 2847/93 に従ってすべての必要な措置を講ずること、又は適当な場合は、当該疑義を調査するために既に講じたすべての措置を報告し、及び適時、その調査結果を欧州委員会と共有することを求める旗国加盟国への公的要請を含む。
 - (c) 当該漁船に対する公式な申し立てに根拠があることが立証された場合、適時、強制的な措置を講じ、講じた措置を欧州委員会に報告するよう、旗加盟国に公的要請する。
 - (d) 第 37 条に規定されているように、当該漁船を共同体 IUU 船舶リストに掲載する場合、リスト掲載予定の理由の詳細な説明及びそれによって生じる影響を当該漁船の船主、及び適当な場合、その操業者に通知するよう旗加盟国に求める。また、旗加盟国は、第 27 条第 2 項に従って、船主及び操業者から聴聞できる機会を確保するために、当該漁船の船主、また適当な場合、その操業者に関する情報を欧州委員会に提供することが求められる。
4. 欧州委員会は、規則(EEC) No 2847/93 の実施を促進するために、IUU漁業に従事していると推定される漁船に関する情報をすべての加盟国に回章する。

第 27 条
共同体 IUU 船舶リストの作成

1. 欧州委員会は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って共同体 IUU 船舶リストを作成する。同リストには、第 25 条及び第 26 条に従って講じられる措置に加え、本規則に従って入手した情報により、その船舶が IUU漁業に従事しており、かつ、その旗国が当該 IUU漁業への対処として、第 26 条第 2 項(b)と(c)及び第 26 条第 3 項(b)と(c)に規定する公的要請を遵守していないことが証明された場合において、当該船舶がリストに掲載される。
2. 共同体 IUU 船舶リストに漁船を掲載する前において、欧州委員会は、リスト掲載を予定する理由の詳細な説明、及びその漁船が IUU漁業を行っている疑義を裏付けるすべての要素を、関係する漁船の船主、及び適当な場合は、その操業者に提供する。

当該説明は、追加の情報を求め、又は提供する権利について言及し、かつ、船主、及び適切な場合は、操業者に対し十分な時間と便宜を与えて、彼らが聴聞を受け、自己の状況を弁護できる機会を与えなければならない。

3. 漁船を共同体 IUU 船舶リストに掲載する決定が下された場合、欧州委員会は、当該決定及びその理由を、その漁船の船主、及び適切な場合、操業者に通知する。
4. 本条第 2 項及び第 3 項によって欧州委員会に課される義務は、その漁船に係る旗国の第一義的責任を侵害することなく、かつ、その漁船の所有者及び操業者を特定する関連情報を欧州委員会が自由に使用できる場合に限って適用される。
5. 欧州委員会は、共同体 IUU 船舶リストへの漁船の掲載をその旗国に通知し、かつ、リスト掲載の詳細な理由を当該旗国に提示する。
6. 欧州委員会は、共同体 IUU 船舶リストに掲載される漁船の旗国に以下を要請する。
 - (a) 第 87 条に規定されているとおり、共同体 IUU リストへの掲載、当該掲載を正当化する理由、及び掲載から生ずる影響を関係漁船の船主に通知すること。及び、
 - (b) 必要であれば、関係漁船の登録又は漁業免許の取り消しを含め、IUU 漁業を廃絶するために必要なすべての措置を講ずること、及び講じた措置を欧州委員会に報告すること。
7. 旗加盟国が本条第 8 項に従って処置を講じた場合、本条は共同体漁船に適用されない。
8. 第 3 条第 2 項に規定された重大な違反となる侵奪行為に対して、旗加盟国が、地域漁業管理機関によって講じられる処置を害することなく、本規則及び規則(EEC)No 2847/93 に従って処置を講じた場合、共同体漁船は共同体 IUU 船舶リストに掲載されない。

第 28 条 共同体 IUU 船舶リストからの漁船の削除

1. 漁船の旗国が以下を証明した場合、欧州委員会は、第 54 条第 2 項に規定する手続き

に従って共同体 IUU 船舶リストからこの漁船を削除する。

- (a) その漁船が、同リスト掲載の理由となった IUU 漁業活動に一切従事していないかった。又は、
 - (b) 規則(EEC) No 2847/93 に従って、とりわけ、加盟国を旗国とする漁船に対して、問題の IUU 漁業活動に対する適切な、抑止力のある、かつ効果的な制裁措置が適用されている。
2. 旗国が本条第 1 項に基づく証明を行なわなかった場合、共同体 IUU 船舶リストに掲載されている漁船の船主、又は適切な場合は、その操業者は、当該船舶の状況を再検討する要請書を欧州委員会に提出できる。

欧州委員会は、以下の場合に限り、同リストから当該漁船を削除することを検討する。

 - (a) 所有者又は操業者が、自己の漁船が現在は IUU 漁業に従事していないと言う事実に関する証拠を提供する。又は、
 - (b) 同リストに掲載されていた漁船が沈没したか、もしくは解体される。
 3. 他のすべての場合、欧州委員会は、以下のいずれかの条件が満たされた場合に限り、同リストから当該漁船を削除することを検討する。
 - (a) 同リスト掲載から少なくとも 2 年経過していて、その間、第 25 条に従った、当該漁船による IUU 漁業の疑義に関する新たな報告を欧州委員会が受け取っていない。又は、
 - (b) 船主が当該漁船の現在の操業に関する情報を提供し、当該情報が、その漁船が参加する漁業に適用される法令及び／又は保存管理措置を完全に遵守して操業していることを証明している。又は、
 - (c) 当該漁船、その船主又は操業者が、直接的又は間接的を問わず、IUU 漁業に従事していると推定又は確認されている他の船舶、船主又は操業者と操業面又は財政面の関係を維持していない。

第29条
共同体 IUU 船舶リストの内容、公表及び管理

1. 共同体 IUU 船舶リストには、各漁船について以下の詳細を含むものとする。
 - (a) 船名、及びもしあれば以前の船名
 - (b) 船籍及びもしあれば以前の船籍
 - (c) 船主及びもしいれば、受益船主を含めた該当する以前の船主
 - (d) 操業者、及びもしいれば、該当する以前の操業者
 - (e) コールサイン、及びもしあれば以前のコールサイン
 - (f) 入手できれば、Lloyds/IMO 番号
 - (g) 入手できれば、写真
 - (h) 最初のリスト掲載日
 - (i) その船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要、及び当該活動を通報し、証明するすべての関連書類への言及
2. 欧州委員会は、共同体 IUU 船舶リストを EU 官報に公表し、かつ、同委員会のウェブサイトへの掲載も含め、当該リストの公表ために必要なあらゆる措置を講じる。
3. 欧州委員会は、共同体 IUU 船舶リストを 3 ヶ月毎に更新し、加盟国、地域漁業管理機関、及び強い要請のある市民団体の構成員に対して、更新を自動的に通知するシステムを整備する。さらに、欧州委員会は、IUU 渔業の防止、抑止及び廃絶を目指した欧州委員会と FAO 及び地域漁業管理機関との間の協力強化を目的として、これら機関に同リストを送付する。

第30条
地域漁業管理機関が採用する IUU 船舶リスト

1. 第 27 条に規定する漁船に加え、地域漁業管理機関が採用する IUU 船舶リストに掲載されている漁船は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って、共同体 IUU 船舶リストに掲載される。共同体 IUU 船舶リストからの当該船舶の削除は、関係する地域漁業管理機関が当該船舶について下した決定に従って行なわれる。
2. 欧州委員会は、IUU 渔業に関与していると推定又は確認された船舶のリストを地域漁業管理機関から受け取った場合、このリストを加盟国に毎年通知する。
3. 欧州委員会は、本条第 2 項に規定するリストへの追加、リストからの削除及び／又はリストの修正があった場合には、速やかに加盟国にこれを通知する。第 37 条は、加盟国への通知の時点で修正されている地域漁業管理機関の IUU 船舶リストに掲載されている漁船に対して適用される。

第 VI 章
非協力的第三国

第 31 条
非協力的第三国特定

1. 欧州委員会は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従い、IUU 漁業の対策において、非協力的な第三国と考えられる第三国を特定する。
2. 本条第 1 項に規定された特定は、第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 V 章、第 VIII 章、第 X 章及び第 XI 章に従って入手したすべての情報、又は適当な場合、漁獲データ、国家統計及び他の信頼できる情報源から入手した貿易情報、船舶登録及び船舶データ・ベース、地域漁業管理機関が採択した漁獲証明書又は統計証明書プログラム、及び IUU 船舶リスト等の他の関連情報、ならびに港湾内及び漁場で入手した他の情報の精査に基づき行われる。
3. 第三国は、国際法によって課されている IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために、旗国、寄港国、沿岸国又は市場国としての処置を講ずる自国の義務を果たさない場合、非協力的第三国として特定され得る。
4. 本条第 3 項の目的のために、欧州委員会は、主として、関係する第三国（以下、関係第三国）によって講じられた以下に関する措置についての調査に基づくものとする。
 - (a) 第三国を旗国とする漁船もしくはその国民によって、又は当該国の海域内で操業する漁船もしくは当該国の港を使用する漁船が、IUU 漁業を繰り返し行い、もしくは IUU 漁業を繰り返し支援していることが適切に立証されていること、又は、
 - (b) IUU 漁業から生産した漁獲製品の当該国の市場への持ち込み。
5. 本条第 3 項の目的のために、欧州委員会は、以下を考慮に入れる。
 - (a) 関係第三国が、IUU 漁業活動及び関連する活動を調査し、調査結果を提供し、又は追跡調査することを求める欧州委員会の要請に対応し、欧州委員会と効果的に協力しているかどうか。

- (b) 関係第三国が、IUU 漁業に責任がある操業者に関して、効果的な強制措置を講じたかどうか、及び、とりわけ、IUU 漁業から生じた利益を違反者から没収するために十分に厳しい制裁措置を適用したかどうか。
 - (c) 問題となっている IUU 漁業の経緯、性質、状況、範囲及びその影響の重大性
 - (d) 開発途上国に対しては、その関係当局の現行能力
6. 本条第 3 項の目的のために、また、欧州委員会は、以下の要素も考慮する。
 - (a) 関係第三国による国際漁業法律文書、とりわけ、UNCLOS、国連公海漁業協定 (UN Fish Stocks Agreement) 及び FAO コンプライアンス協定 (公海上の漁船による国際的な保存管理措置の遵守を促進するための協定) の批准又は加盟
 - (b) 地域漁業管理機関の一締約国としての関係第三国立場、又は同機関が導入している保存管理措置を適用する当該第三国の合意
 - (c) 適用される法令又は国際的な保存管理措置の効果を減じる可能性がある、関係第三国による作為又は不作為
 7. 適当な場合、とりわけ、漁業活動の監視、管理及び監督に関する開発途上国特有の制約が、本条の実施において十分に考慮されなければならない。

第 32 条
非協力的第三国として特定された国に関する外交的措置 (demarches)

1. 欧州委員会は、第 31 条に定める基準に従って非協力的第三国として特定される可能性があることを関係国に速やかに通知する。この通知には以下の情報を含める。
 - (a) 入手可能なすべての根拠となる証拠とともに、当該特定の理由
 - (b) 当該特定の決定及び他の関連情報に関して、例えば、当該特定への反証、又は

適当な場合、状況改善のための行動計画及び状況是正のために講ずる措置等を書面で欧州委員会に回答する機会

- (c) 追加の情報を求める又は提供する権利
 - (d) 第 38 条に定めるように、非協力的第三国として特定されることによる影響
2. また、欧州委員会は、本条第 1 項に規定する通知内に、関係第三国が問題となっている IUU 漁業活動の停止と今後の当該活動の防止のために必要な措置を講じること、及び第 31 条第六項(c)に規定する作為又は不作為を是正する要請を含める。
3. 欧州委員会は、一つ以上の通信手段によって、同委員会の通知と要請を関係第三国に送信する。欧州委員会は、当該国がこの通知を受け取ったことの確認を入手すべく努力する。
4. 欧州委員会は、通知に返答するための十分な時間と状況を是正するための十分な時間を関係第三国に与える。

第 33 条

非協力的第三国リストの作成

1. 理事会は、欧州委員会の提案に関して限定的多数決によってその任務を遂行し、非協力的第三国リストについて決定する。
2. 欧州委員会は、関係第三国に、非協力的第三国として特定されたこと、及び第 38 条に従って適用される措置を遅滞なく通知し、現状を是正すること、及び、保存管理措置の遵守を確保するために当該国の漁船により実施される措置について助言することを要請する。
3. 本条第 1 項に従った決定を受けて、欧州委員会は、当該決定を遅滞なく加盟国に通知し、かつ、第 38 条に定められている措置の迅速な実施を確保するよう加盟国に要請する。加盟国は、当該要請に対応して講じた措置を欧州委員会に通知する。

第 34 条

非協力的第三国リストからの削除

1. 理事会は、欧州委員会の提案に関して限定的多数決によってその任務を遂行し、関係第三国が非協力的第三国リストへの掲載の根拠となっている状況を是正したことを見明した場合、当該国を当該リストから削除する。また、削除の決定においては、非協力的第三国として特定された国が、状況改善を継続できるようにする具体的な措置を講じたか否かについても考慮する。
2. 本条第 1 項に従った決定を受けて、欧州委員会は、遅滞なく、関係第三国に関して第 38 条に定められている措置の解除を加盟国に通知する。

第 35 条

非協力的第三国リストの公表

欧州委員会は、非協力的第三国リストを EU 官報に公表し、かつ、同委員会のウェブサイトへの掲載も含め、同リストの公表を確保するために必要な措置を講じる。欧州委員会は、同リストを定期的に更新し、かつ、加盟国、地域漁業管理機関及び強い要請のある市民団体の構成員に対して、更新を自動的に通知するシステムを整備する。さらに欧州委員会は、IUU 漁業の防止、抑止及び廃絶を目指した欧州委員会と FAO 及び地域漁業管理機関との間の協力強化を目的に、これら機関に同リストを送信する。

第 36 条

緊急措置

1. 第三國が採択した措置が、地域漁業管理機関が採択した保存・管理措置を阻害する証拠がある場合、欧州委員会は、その国際的義務に則って、6 ヶ月を超えない緊急措置を導入する権利を有する。欧州委員会は、当該緊急措置を延長する新たな決定を行うことができるが、当該延長は 6 ヶ月を超えてはならない。
2. 本条第 1 項に規定する緊急措置には、とりわけ、以下を含むことができる。
 - (a) 漁業認可を受けた、本条第 1 項に該当する第三國を旗國とする漁船は、加盟国への入港を認められない。ただし、第 4 条第 2 項に規定する不可抗力又は

遭難の場合における、当該状況の改善のために厳密に必要な便宜供与を除く。

- (b) 加盟国を旗国とする漁船は、本条第1項に該当する第三国を旗国とする船舶との共同漁業操業に従事することが認められない。
 - (c) 加盟国を旗国とする漁船は、二国間漁業協定に定められた規定を害することなく、本条第1項に該当する第三国管轄下にある海域において漁獲することが認められない。
 - (d) 本条1項に該当する第三国管轄下にある海域内で養殖を目的とした活魚の提供は認められない。
 - (e) 本条1項に該当する第三国を旗国とする漁船が漁獲した活魚は、加盟国管轄下にある海域での養殖を目的として受け入れてはならない。
3. 緊急措置は、即効性を有する。緊急措置は、加盟国及び関係第三国に通知され、EU官報で公表されなければならない。
4. 関係加盟国は、本条第1項に定める欧州委員会の決定を、当該通知の受領後10営業日以内に理事会に付託することができる。
5. 理事会は、限定的多数決によってその任務を遂行し、付託を受けた日から1ヶ月以内に別の決定を下すことができる。

第VII章

IUU漁業に関する漁船及び国に関する措置

第37条

共同体IUU船舶リストに掲載されている漁船に関する処置

共同体IUU船舶リストに掲載されている漁船（「IUU漁船」）には、以下の措置が適用される。

- (1) 旗加盟国は、IUU漁船に関する漁業認可のいかなる要請も欧州委員会に提出しない。
- (2) IUU漁船に対して、旗加盟国により発給されている現在の漁業認可又は特別漁業許可是取り消される。
- (3) 第三国を旗国とするIUU漁船は、共同体の水域内での漁獲を認められず、及び用船することが禁止される。
- (4) 加盟国を旗国とする漁船は、いかなる方法であれ、IUU漁船を支援したり、IUU漁船とともに魚加工作業に従事したり、又はIUU漁船との転載作業又は共同漁業操業に参加してはならない。
- (5) 加盟国を旗国とするIUU漁船は、母港への入港のみ認められ、不可抗力又は遭難の場合を除き、他の共同体の港への入港は認められない。第三国を旗国とするIUU漁船は、不可抗力又は遭難の場合を除き、加盟国の港への入港は認められない。しかしながら、地域漁業管理機関が導入する保存管理措置に従って禁じられている船上の漁獲物、及び適当な場合、禁止漁具が没収されることを条件として、加盟国は、IUU漁船が自国の港に入港するのを認めることができる。また、加盟国は、不可抗力又は遭難を理由として、自国の港への入港を認められたIUU漁船上の、当該措置により禁じられている漁獲物、及び適当な場合、禁止漁具を没収する。
- (6) 第三国を旗国とするIUU漁船は、不可抗力又は遭難の場合を除き、港において、食料品、燃料又は他のサービスを提供されない。
- (7) 第三国を旗国とするIUU漁船は、不可抗力又は遭難の際の必要な場合を除き、乗組

員の交替を認められない。

- (8) 加盟国は、IUU 漁船に対する自国の船籍付与を拒否する。
- (9) IUU 漁船が漁獲した水産製品の輸入は禁止され、従って、当該水産製品に添付される漁獲証明は受理されず、又は認証されない。
- (10) IUU 漁船の漁獲物を加工用に輸出又は再輸出することは禁じられる。
- (11) 船上に魚の搭載及び乗組員の搭乗のない IUU 漁船は、当該船舶、関係する法人又は自然人に課せられる犯罪訴追手続き及び制裁措置を害することなく、解体の目的での入港を認められる。

第38条 非協力的第三国に対する処置

非協力的第三国に対して、以下の措置が適用される。

- (1) 非協力的第三国を旗国とする漁船によって漁獲された水産製品の共同体への輸入は禁じられ、従って、当該水産製品に添付される漁獲証明書は受理されない。第 31 条により非協力的第三国を特定することを正当化している理由が、特定の魚類資源又は種に影響を及ぼす IUU 漁業に対して第三国が導入している適切な措置の不備である場合、輸入禁止は、当該資源と種についてのみ適用可能である。
- (2) 共同体の操業者が非協力的第三国を旗国とする漁船を購入することは禁じられる。
- (3) 加盟国を旗国とする漁船が非協力的第三国に船籍を移すことは禁じられる。
- (4) 加盟国は、自国を旗国とする漁船に対して、非協力的第三国との用船契約を締結することを認めてはならない。
- (5) 共同体の漁船を非協力的第三国に輸出することは禁じられる。
- (6) 加盟国を旗国とする漁船による非協力的第三国での漁獲機会の利用を目的とした、当該加盟国の国民と当該非協力的第三国国民の間で民間貿易協定を締結することは

禁じられる。

- (7) 加盟国を旗国とする漁船と非協力的第三国を旗国とする漁船の共同漁業操業は禁じられる。
- (8) 欧州委員会は、IUU 漁業対策に関して取り決めた約束を遵守しなかった場合に協定終結を規定している非協力第三国との間の現行の二国間漁業協定又は漁業パートナーシップ協定について、その破棄を提案する。
- (9) 欧州委員会は、非協力的第三国との間の二国間漁業協定又は漁業パートナーシップ協定の締結のための交渉を行わない。

第 VIII 章

国民

第 39 条

IUU 漁業を支援する又は IUU 漁業に従事する国民

1. 加盟国の管轄下にある国民（「国民」）は、共同体 IUU 船舶リストに掲載されている漁船において乗船労務すること、又は当該漁船の船主もしくは受益船主になることを含め、IUU 漁業を支援し、当該漁業に従事してはならない。
2. 加盟国は、旗国の第一義的責任を害することなく、IUU 漁業を支援している又は当該漁業に従事している国民を特定するために、各加盟国間及び第三国との間で協力し、かつ、国内法及び共同体法に従って、あらゆる適切な措置を講じる。
3. 加盟国は、旗国の第一義的責任を害することなく、IUU 漁業を支援している又は当該漁業に従事していると特定された国民に対して、自国の適用法令に従って適切な処置を講じる。
4. 各加盟国は、本章に規定する国民の活動に関する情報の収集及び検証の調整を担当する関係当局の名称、及び欧州委員会への報告と協力を担当する関係当局の名称を欧州委員会に通知する。

第 40 条

防止及び制裁措置

1. 加盟国は、国民に対し、国民が保有する第三国に船籍を置く漁船に係る法的権利、受益関係もしくは財務関係、又は当該船舶の管理に関する情報、及び当該船舶名を通知するよう奨励する。
2. 国民は、共同体 IUU 船舶リストに掲載されている漁船の操業、管理運営又は所有に関与した操業者に対して、漁船を販売又は輸出してはならない。
3. 加盟国は、共同体法に定められている公的資金に関する他の規定を害することなく、共同体 IUU 船舶リストに掲載されている漁船の操業、管理運営又は所有に関与した操業者に対して、国内の支援制度又は共同体の資金によるいかなる公的支援も与えてはならない。

操業者に対して、国内の支援制度又は共同体の資金によるいかなる公的支援も与えてはならない。

4. 加盟国は、自国を旗国とする漁船の第三国への船籍移籍を可能にしている国民と当該第三国との間の取決めの有無に関する情報を入手することに努める。加盟国は、該当漁船のリストを提出することで、当該漁船について欧州委員会に情報提供する。

第 IX 章
即時強制措置、制裁措置及び付帯制裁措置

第 41 条
適用範囲

本章は次に適用される。

- (1) 条約附属書 II に規定する領域及び国に隣接する水域を除き、条約が適用される加盟国の領域内、又は加盟国の主権下又は管轄下にある海域内で犯された重大な違反
- (2) 共同体漁船又は加盟国の国民によって犯された重大な違反
- (3) 本条第 1 項に規定する領域内又は水域内で見つかった重大な違反で、公海又は第三国 の管轄区域内で犯され、第 11 条第 4 項に従って制裁措置を課されているもの

第 42 条
重大な違反

- 1. 本規則において、重大な違反とは以下を意味する。
 - (a) 第 3 条に定める基準に従い IUU 漁業とみなされる活動
 - (b) 水産製品を取引し又は輸入することを含め、IUU 漁業に直接関係する商行為
 - (c) 本規則に規定する書類の偽造、又は当該虚偽書類もしくは無効書類の使用
- 2. 違反の重大特性は、第 3 条第 2 項に規定する基準を考慮の上、加盟国の関係当局によつて決定される。

第 43 条
即時強制措置

- 1. 自然人が、重大な違反を犯したと疑われる、もしくは重大な違反を犯している現場を見つけられた場合、又は、法人が当該違反に責任があると疑われる場合、加盟国は、これらの違反行為の全面的な調査を開始し、自国の国内法に従い、及びその違反の重大性を考慮し、とりわけ、以下のような即時強制措置を講じる。
 - (a) 漁業活動の即時停止
 - (b) 問題の漁船の航路を変更させ港に移動させる
 - (c) 運搬車両を別の検査場所に移動させる
 - (d) the ordering of a bond (担保金の支払命令)
 - (e) 漁具、漁獲物又は水産製品の没収
 - (f) 問題の漁船又は運搬車両の一時的拘束
 - (g) 漁業の認可の一時停止
- 2. 強制措置は、問題となっている重大な違反の継続を防止し、関係当局が調査を完了できるようなものとする。

第 44 条
重大な違反に対する制裁措置

- 1. 加盟国は、重大な違反を犯した自然人又は当該行為の責任を負う法人が、効果的な、相応の、かつ抑止力のある行政処分によって罰せられることを確保する。
- 2. 加盟国は、重大な違反によって得られた水産製品の価値の少なくとも 5 倍に相当する最大限の制裁措置を課す。

5 年以内に重大な違反を再犯した場合、加盟国は、重大な違反によって得られた水産製品の価値の少なくとも 8 倍に相当する最大限の制裁措置を課す。

当該制裁措置の適用において、加盟国は、関連する漁業資源及び海洋環境への損害の対価についても考慮する。

3. また加盟国は、代替策として、効果的な、相応の、かつ抑止力のある刑事的制裁を行使することができる。

第45条 付帯制裁措置

本章に規定する制裁措置には、とりわけ以下のような他の制裁又は措置を付帯させることができる。

- (1) 違反に関与した漁船の仮差し押え
- (2) 漁船の一時的拘束
- (3) 禁止されている漁具、漁獲物又は水産製品の没収
- (4) 漁業認可の一時停止又は取り消し
- (5) 漁業権の縮小又は取り消し
- (6) 新規の漁業権を得る権利からの一時的又は永久的な排除
- (7) 公的支援又は公的補助金の利用の一時的又は永久的な禁止
- (8) 第16条第3項に従って付与された認定事業者の資格の一時停止又は取り消し

第46条 制裁措置及び付帯制裁措置の全体的な水準

制裁措置及び付帯制裁措置の全体的な水準は、当該措置が、職務を遂行する正当な権利を侵害することなく、重大な違反から得られた経済的利益を、当該行為に責任を負う者から

効果的に没収することを確保する方法で決定される。この目的のために、第43条に従った即時強制措置も考慮する。

第47条 法人の責任

1. 重大な違反が、個人的に又はその法人の組織の一部として行動し、当該法人内において以下に基づき決定を下す立場にある自然人によって、当該法人の利益のために犯された場合、法人は、当該重大な違反に対する責任を有する。
 - (a) 当該法人の代表権、又は
 - (b) 当該法人に代わって決定を下す権限、又は
 - (c) 当該法人内において管理する権限
2. 本条第1項に規定する自然人による監督又は管理の欠如により、法人の権限下にある自然人が、当該法人の利益のために重大な違反を実行することを可能にした場合、当該法人は、責任を問われる。
3. 法人の責任は、問題となる違反の実行者、扇動者又は従犯者である自然人に対する訴訟について除外されない。

第 X 章
漁船の視認について
特定の地域漁業管理機関内が
採用する規定の実施

第 48 条
海上視認

1. 本章の規定は、共同体に拘束力を持つ (binding to the Community) 地域漁業管理機関で採用されている海上視認に関するルールの対象となる漁業活動に適用される。
2. 海上での検査を担当する加盟国の関係当局が、IUU 漁業とみなされる活動に従事している漁船を視認した場合、当該当局は、直ちに視認報告書を発給する。当該報告書及びその漁船上で当該加盟国が実施した調査の結果は、本規則に規定される特定及び強制措置の実施に際して用いられる証拠とみなされる。
3. 共同体又は第三国との漁船の船長が、本条第 2 項に規定する活動に従事している漁船を視認した場合、当該船長は、例えば以下のような、当該視認に関するできる限り多くの情報を文書で証明できる。
 - (a) その漁船の名前と説明
 - (b) その漁船のコールサイン
 - (c) その漁船の登録番号、及び該当する場合は Lloyds/IMO 番号
 - (d) その漁船の旗国
 - (e) 最初に確認した時の位置 (緯度・経度)
 - (f) 最初に確認した UTC (協定世界時) 日時
 - (g) 視認を裏づけるためのその漁船の写真
 - (h) 観察した問題の漁船の活動に関する他の関連情報

4. 視認報告書は、視認した漁船の旗加盟国の関係当局に遅滞なく送付されるものとし、当該当局は、これを欧州委員会又は同委員会の指定機関にできる限り速やかに転送する。欧州委員会又は同委員会の指定機関は、その後、旗国に対し視認された漁船を直ちに通報する。その後速やかに、欧州委員会又は同委員会の指定機関は、すべての加盟国に、及び必要に応じて、関係する地域漁業管理機関が採用する措置に従ったさらなる行動として、当該機関の事務局長に、視認報告書を転送する。
5. 地域漁業管理機関の加盟国の関係当局から、自国を旗国とする漁船の行動を伝える視認報告書を受け取った加盟国は、欧州委員会又は同委員会の指定機関にできる限り速やかに当該報告書とすべての関連情報を通知する。その後速やかに、欧州委員会又は同委員会の指定機関は、必要に応じて、関係する地域漁業管理機関が採用する措置に従ったさらなる行動のために、当該機関の事務局長に視認報告書を転送する。
6. 本条は、共同体が加盟する地域漁業管理機関が採用するより厳しい規定を侵害することなく適用される。

第 49 条
視認された漁船に関する情報の提出

1. 視認された漁船に関して適正に文書で証明された情報を入手した加盟国は、第 54 条第 2 項に規定する手続き従って決定された書式で、欧州委員会又は同委員会の指定機関に遅滞なく当該情報を転送する。
2. また、欧州委員会又は同委員会の指定機関は、市民、及び環境保護団体を含む市民社会団体、並びに漁業又は魚取引の利害関係者の代表が提出した適正に文書で証明された視認漁船に関する情報を審査する。

第 50 条
視認された漁船の調査

1. 加盟国は、第 49 条に従って視認された自国を旗国とする漁船の行動に関する調査ができる限り速やかに開始する。

2. 加盟国は、視認された自国を旗国とする漁船に関して、調査開始の詳細、及び講じられた又は講じる予定の処置について、第 48 条第 4 項に従って可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合にあっても当該視認報告の通知から 2 ヶ月以内に、可能であれば電子的手段によって欧州委員会又は同委員会の指定機関に通知する。視認された漁船の活動に関する調査の経過報告書は、適切な一定の間隔で、欧州委員会又は同委員会の指定機関に提出される。調査が終了した際の最終結果報告書は、欧州委員会又は同委員会の指定機関に提出される。
3. 関係する旗加盟国以外の加盟国は、適當な場合、報告を受けた視認された漁船が自国の管轄下の海域内で活動したかどうか、又は、当該船舶に由来する水産製品が自國の領土に水揚げ又は輸入されたかどうかを確認し、かつ、当該船舶に関連する保存管理措置の遵守記録を調査する。加盟国は、その確認及び調査結果を、欧州委員会又は同委員会の指定機関、及び旗国である関係加盟国に遅滞なく通知する。
4. 欧州委員会又は同委員会の指定機関は、本条第 2 項及び第 3 項に従って受け取った情報をすべての加盟国に通報する。
5. 本条は、規則(EEC) No 2371/2002 の第 V 章の規定、及び共同体が加盟する地域漁業管理機関によって採用されている規定を侵害することなく適用される。

第 XI 章
相互支援

- 第 51 条
相互支援
1. 加盟国における本規則の実施を担当する行政当局は、本規則の遵守を確保するために、各行政当局間で、並びに第三国の行政当局及び欧州委員会と協力する。
 2. 本条第 1 項の目的のために、相互支援の仕組みを確立し、これには自動情報システム「IUU 渔業情報システム」が含まれる。同システムは、IUU 渔業の防止、調査及び訴追において、関係当局を支援するためのものであり、欧州委員会又は同委員会の指定機関によって管理運営される。
 3. 本章を適用するための詳細なルールは、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って採用される。

第 XII 章
最終規定

第 52 条
実施

本規則の規定を実施するために必要な措置は、第 54 条第 2 項に規定する手続きに従って採用される。

第 53 条
財政支援

加盟国は、関係操業者に本規定の実施に係る費用負担を求めることができる。

第 54 条
委員会手続き

1. 欧州委員会は、規則(EC) No 2371/2002 の第 30 条に従って設置される委員会によって支援される。
2. 本項への参照がある場合、決議 1999/468/EC の第 4 条及び第 7 条が適用される。

決議 1999/468/EC の第 4 条第 3 項に定められている期間は、1 ヶ月に設定される。

第 55 条
報告義務

1. 加盟国は、2 年ごとに、本規則の適用に関する報告書を、翌暦年の 4 月 30 日までに欧州委員会に送付する。
2. 欧州委員会は、加盟国が提出した報告書及びその独自の所見に基づいて、3 年毎に報告書を作成し、欧州議会及び欧州理事会に提出する。

3. 本規則が IUU 漁業に与える影響の評価は、欧州委員会によって…*までに実施される。

第 56 条
廃止

規則(EEC) No 2847/93 の第 28 条 b 第 2 項、第 28 条 e、第 28 条 f、第 28 条 g 及び第 31 条第 2 項(a)、規則(EC) No 1093/94、規則(EC) No 1447/1999、規則(EC) No 1936/2001 の第 8 条、第 19 条 a、第 19 条 b、第 19 条 c、第 21 条、第 21 条 b 及び第 21 条 c、並びに規則(EC) No 601/2004 の第 26 条 a、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条は、2010 年 1 月 1 日を以て廃止される。

上記の廃止された規則への参照は、本規則への参照として解釈される。

第 57 条
発効

本規則は、EU 官報におけるその公表日に発効する。

本規則は、2010 年 1 月 1 日から適用される。

本規則は、その全体がすべての加盟国に拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用される。

ブリュッセルに於いて

理事会を代表して
議長

* 本規則の発行日から 5 年後

付属書I

第2条第8項に規定する
「水産製品」の定義から
除外される水産製品のリスト

- 淡水水産製品
- 稚魚又は幼生を用いて生産された水産養殖製品
- 観賞魚
- 活カキ
- Pecten 属、Chlamys 属又は Placopecten 属の活、生鮮又は冷蔵のホタテガイ（セイヨウイタヤを含む。）
- 冷凍の Coquilles St Jacques （学名：Pecten maximus：ヨーロッパホタテ）
- その他の生鮮又は冷蔵のホタテガイ
- イガイ
- 海から採捕されるもの以外の巻き貝
- 調製及び保存処理された軟体動物

付属書II

欧州共同体の漁獲証明書及び再輸出証明書

(i) 欧州共同体漁獲証明書					
文書番号		認証当局			
1.氏名		住所		電話 ファクス	
2.漁船名		船籍の母港及び登録番号		コールサイン	IMO/Lloyd's 番号 (交付されている場合)
漁業免許番号・Valid to(免許対象漁業種類)		インマルサット番号、テレファクス番号、電話番号、電子メールアドレス (交付されている場合)			
3.製品の説明		認可されている船上加工のタイプ		4.適用される保存管理措置の参考資料	
種	水産製品コード	漁獲水域・漁獲年月日	推定生体重量(kg)	推定水揚げ重量(kg)	検証された水揚げ重量(kg) (該当する場合)
5.漁船の船長の氏名・署名・印					
6.海上転載申告 漁船の船長の氏名		署名及び年月日	転載 年月日／水域／位置	推定重量 (kg)	
転載を受けた船舶の船長	署名	船名	コールサイン	IMO/ロイズ番号 (交付されている場合)	

7. 港湾区域内での転載の認可							
氏名	当局	署名	住所	電話番号	水揚げ港	水揚げ年 月日	印(スタンプ)
8.輸出者の氏名及び住所		署名		日付		印	
9. 旗国の当局の認証							
氏名／肩書	署名		日付		印(スタンプ)		
10.輸送の詳細： <u>付表I</u> 参照							
11.輸入者の申告							
輸入者の氏名及び住所		署名	日付		印	水産製品のCNコード	
規則(EC) No .../...*の第14 条第1項及び第2項に基づ く証明文書		関係資料					
12.輸入管理：当局	場所		輸入 認可済み*		輸入 一時停止*	検証要請の年月日	
税関申告(発行の場合)		番号		日付		場所	

* 該当の欄にチェックする。

* OJ：本規則の番号を挿入する。

(ii) 欧州共同体再輸出証明書			
証明書番号	日付	加盟国名	
1.再輸出水産製品の説明		重量(kg)	
種	水産製品コード		漁獲証明書に申告された総数量 との差
2.再輸出者の氏名	住所	署名	日付
3.当局	氏名／肩書	署名	日付
4.再輸出の管理			
場所	再輸出、認可済み*	検証要請あり*	再輸出申告番号及び 申告日

* 該当の欄にチェックする。

付表 I
輸送の詳細

1.輸出国 海港／空港／その他の出発地	2.輸出者の署名			
船名及び船籍	コンテナ番号：リストを添付(List attached)	氏名	住所	署名
航空便／航空貨物運送状番号				
運送トラックの登録国及び登録番号				
鉄道貨物運送状番号				
その他の運送書類				

付属書 III

旗国による通知

1. 第 20 条に従った旗国による通知の内容

欧州委員会は、各旗国に対して、自国の領土内に所在し、以下の権限を有する旗国の当局の名称、住所及び公印の印影を通知するよう要請する。

- (a) 自国を船籍とする漁船を登録する機関
- (b) 自国の漁船への漁業免許の付与、一時停止及び取り消しを行なう機関
- (c) 第 13 条に規定する漁獲証明書において提示されている情報の正確度合を証明し、当該漁獲証明書を確認する機関
- (d) 自国の漁船が遵守する法令及び保存管理措置の実施、管理及び執行する機関
- (e) 第 20 条第 4 項に規定する行政的協力を通して、加盟国の関係当局を支援するために、漁獲証明書の検証を行なう機関
- (f) 付属書 II の例に従って、自国の漁獲証明書の見本様式を通報する機関
- (g) 当該通知を更新する機関

2. 第 13 条に規定する地域漁業管理機関が採用する漁獲証明書制度

- 地域漁業管理機関が採用する漁獲証明書制度が、本規則の目的のための漁獲証明制度として認識される場合、当該漁獲証明書制度に基づいて実施される旗国による通知は、本付属書第 1 項に定められている規定に従って実施されたとみなし、かつ、本付属書の規定が準用されているとみなす。

付属書 IV

違法・無報告・無規制漁業を
防止、抑止及び廃絶するための
共同体のシステムを確立している

2008年9月29日付けの理事会規則 (EC) No 1005/2008の第14条第2項に基づく申告

私は、本加工水産製品：.....（水産製品の説明及び合成関税品目分類コード番号）が、以下の漁獲証明に基づいて輸入された漁獲物を用いて生産されたことを確認します。

漁獲証明書番号	船名・船籍国	確認日	漁獲物の説明	総水揚げ重量(kg)	加工された漁獲物の重量(kg)	加工された水産製品の重量(kg)

加工施設の名称及び住所

輸出者の氏名及び住所（加工施設と異なる場合）

加工施設の認可番号 _____

衛生証明書（health certificate）番号及び日付

加工施設責任者	署名	日付	場所

関係当局による承認 _____

担当職員名：	署名及び印：	日付：	場所：